



自治会ひまわり 役員選挙

3月1日(土曜日)に2年に一度の自治会『ひまわり』役員選挙が行われました。今回の役員会は2013年度に役員会の中で話し合い『改訂した『新選挙規約』に基づいて行い、一週間前の立候補受け付けでは、会長3名、副会長2名、書記1名、会計1名が立候補しました。休憩時間、お昼休みなどを使って立候補をされた仲間皆さんの各現場で選挙活動をされました。選挙の結果は・・・会長、勝田隆さん。副会長、小林純子さん、また信任投票で書記、川井博夫さん、会計、瓜田武さんが当選されました。



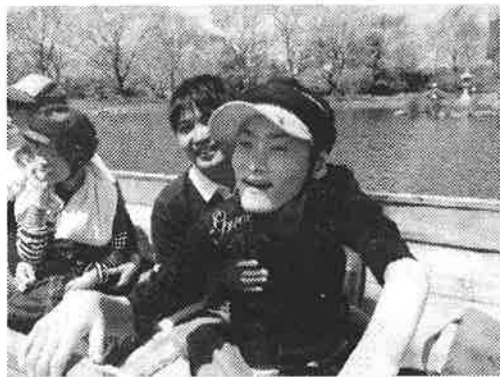
今回の選挙では会長、副会長が大接戦であったため、残念ながら落選してしまった仲間の皆さんも前回の選挙より多くの票を獲得して晴れやかな顔をされていたのが今回の役員選挙の大きな特徴だと感じています。

3月をもって2年間会計として頑張ってきた鈴木和枝さんご苦労さまでした。



ゆうゆうチーム
～とくくみの1コマ～

今年もゆうゆうでは4月15日に、恒例の「木船のとくくみ」で、川島の河川環境楽園で行ってきました!



晴天にも恵まれ、菜花の咲き広がる池の上を、楽しく揺られてきました♪濃厚なバニラアイスを食べたり、初夏の季節や味覚を味わってきました♪

アマゾンチーム ~活動の1コマを紹介!~

生活介護の療育グループの中で、3人の仲間+職員で活動しているアマゾンチーム。この日は話し合いで決まった1日の取り組みで大須観音&商店街へと出かけました。パンフレットで予習もバッチリ。



お昼ご飯はとある仲間の希望でタコスを食べにお店へ。普段食べ慣れないタコスにみんな四苦八苦しながら(仲間はもちろん、職員も...)美味しく堪能したのでした。もちろん、大須観音への参拝も忘れずに行き、それぞれしっかりお参りしました。行きたかったお店に行くことができ、美味しい物も食べ、楽しい1日となりました。

今回の取り組み以外にも、ケーキを作ってお誕生日の仲間をお祝いしたり、時には風船バレーで汗を流したり...。活動は多岐に渡ります。さて、今度はどんな取り組みをしようかな!



←みんなでつくったお誕生日ケーキ。おめでとう~!



★スタート!第五北方ホーム
新年度より第五北方ホームがスタート致しました!何もかもが新しいもので囲まれて見えるもの、触れるもの、真新しい匂いに、仲間だけでなく、職員もソワソワしてしまおう、そんな初日でした。北方ホームではこの4月、新しい仲間が加わり、19名。ぬくもりホームは12名。各々まだ慣れないこともあり、ドキドキな毎日かもしれませんが、居心地良いホーム生活の場を作っていきます。めざすは「ゆっくりホーム」!



★お引越し
新しくなったのは、第五北方ホームだけではありませぬ!。既存のホームにも新たな仲間をむかえたり、ホーム間でお部屋の移動があった仲間もみえます。お互い、良い刺激を受けながら、各々のホームがどんな雰囲気になっていくのか!楽しみな、この時期です!



★お礼
ホーム開設前には備品の寄付を多くの方からいただきました。おかげさまで、それらの物品を早速使用させて頂き、無事に開所。入居のなかまの生活もおだやかにスタートしています。あつくあつく御礼申し上げます。



あたたかいご支援ありがとうございました

平成26年2月1日～4月30日 順不同

◆法人及び各事業所へのご寄附

林博彌様 高橋正教様 設計工房庵 伊藤幸様 丹下功様 黒田ドリーム作業所保護者会様
ふたばドリーム作業所保護者会様 誰もが安心できる生活の場づくり検討委員会様 栗本自動車様
H25年度/VPA-実行委員会様 ホーム運営委員会様 社会福祉法人くみの里福祉会様 古沢様
社会福祉法人コスモス福祉会様 きそがわ作業所保護者会様 第二きそがわ作業所保護者会様
ゆうゆう保護者会様 いっぽの会様 ねっこの会様 きそがわ福祉会を育てる会様 川端みゆき様
株式会社BANRYUU 企画様 川合武雄様 土川一己様



◆新施設竣工式にお祝い品をいただきました

安達建築株式会社様 尾張健友福祉会様 きょうされん愛知支部様 さくらんぼの会様 きそがわ作業所保護者会様
村田三枝様 山口隆春様
この他にも、施設見学におむすび、たくさんの方より備品等をいただきました。誠にありがとうございました。



☆☆イエローレシートキャンペーン☆

2013年度イオン幸せの黄色いレシートキャンペーンにて、48,600円分の品物をイオン木曾川店様より寄贈していただきました。イオン木曾川店様と毎月1日に黄色いレシートを投入していただきましたみなさまに心より感謝申し上げます。誠にありがとうございました。
今年度も引き続きキャンペーンに参加しております。今後とも協力よろしくお願いたします。(きそがわ作業所)

きそがわ福祉社会の障害福祉サービス等の事業所(各地域拠点ごと)

木曾川町外割田の事業所

★きそがわ作業所<生活介護・就労継続支援B型、日中一時支援>
★ゆうゆう<生活介護・児童発達支援>
TEL 0586(86)3763 FAX 0586(87)7194
★相談支援センター夢うさぎ
<計画相談、地域移行、地域定着、一宮市からの委託>
TEL 0586(86)4003 FAX 0586(87)7195

木曾川町内割田の事業所

★黒田ドリーム作業所<生活介護・就労継続支援B型>
TEL 0586(86)3111 FAX 0586(86)1161
TEL・FAX 0586(87)1932 (cafeKURODA)
★ふたばドリーム作業所<就労継続支援B型・就労移行支援>
TEL 0586(64)7378 FAX 0586(64)7231
★わかばドリーム作業所<生活介護>
TEL 0586(64)6450 FAX 0586(64)6475

木曾川町玉の井の事業所

★第二きそがわ作業所<生活介護・就労継続支援B型>
TEL 0586(84)1102 FAX 0586(84)1080
★フラワー玉の井<居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、移動支援>
★玉の井ホーム<グループホーム・短期入所>
(玉の井第一ホーム・玉の井第二ホーム・玉の井第三ホーム)
TEL 0586(86)7541 FAX 0586(86)7514

北方町北方の事業所

★北方ホーム<グループホーム・短期入所>
(第二北方ホーム・第三北方ホーム・第五北方ホーム)
TEL・FAX 0586(86)1716
上記以外の事業所
★ぬくもりホーム<グループホーム>
北宿ホーム(木曾川町黒田) TEL・FAX 0586(87)8680
ぬくもりホーム(木曾川町黒田) TEL・FAX 0586(86)1630
第一北方ホーム(北方町北方) TEL・FAX 0586(86)0737

～事務所移転のお知らせ～

平成26年4月より、法人本部事務所が下記の住所へ移転いたしましたので、お知らせいたします。
〒493-0006 愛知県一宮市木曾川町内割田一の通り12番地3
TEL 0586-86-3960 FAX 0586-86-3937

国のグループホームの夜間体制支援加算が変わり ホームの運営が厳しくなる・・・

障害の重い人を受け止めて頑張っているホームへの報酬(給付費)が大幅に減る心配

平成26年4月からの障害福祉サービス等の報酬の変更で、ホームの夜間支援体制加算が著しく変化しました。その結果、積極的に障害の重い人をグループホームで受け止めてきた所の報酬が大幅に減額になる心配が高まっています。とりわけ、区分4以上の利用者の方のみが入居するホームで宿直型や宿泊型で対応しているホームは大幅な減収となる可能性が高まっています。

障害のある人たちが地域で普通の暮らしをしていけるように・・・とグループホームの制度が出来て、20年近い年月が過ぎてきました。当初は知的障害の人だけのグループホームでしたが、国の制度は変化し、全国的にグループホームは一定の数が出てきました。しかしホームを運営するための基本的公的資金(現在の法律では給付費)は、未だ未だ大きな前進が見られず、事業を積極的に手掛ける団体も未だ少ない状況です。そうした中で、今回の夜間支援体制加算の変更は極めて疑問・・・との声が出されています。必要性を唱える資料は見て、公的支援はむしろ後退しているといわざるをえません。改めてグループホームの制度改善を切望しています。

「障害程度区分」が「障害支援区分」に

国が示した3つの基本的考え方

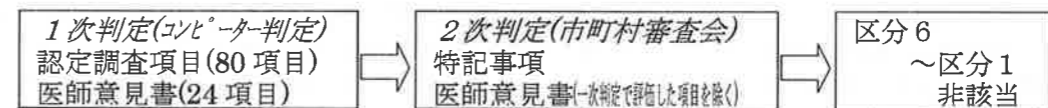
4月からの法改正で、従来の「障害程度区分」が「障害支援区分」となりました。国は、新たなしくみの基本的考え方として以下の3点を示しています。

- ・身体障害、知的障害、精神障害、難病等の特性を反映できるよう配慮しつつ、共通の基準とすること。
- ・認定調査員や市町村審査委員の主観によって左右されにくい客観的な基準とすること。
- ・審査判定プロセスと審査判定に当たっての考慮事項を明確化すること。

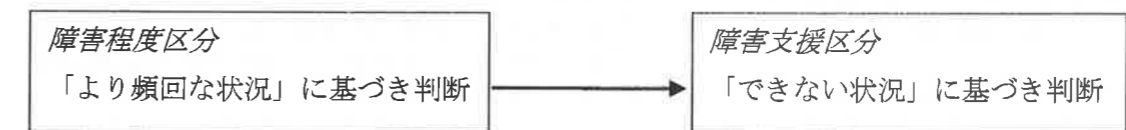
新しいしくみの特徴(一部分紹介)

新しい障害支援区分の審査判定のしくみについて、一部分を以下に紹介します。

- ・1次判定(コンピューター判定)から認定調査に加えて医師意見書の一部項目が取り入れられている。



- ・1次判定式は、過去のデータ(平成21～23年度)から、調査対象者と同じ状態像にある人の2次判定結果を抽出し、最も確率の高い過去の2次判定結果の区分を、新しい障害支援区分の1次判定結果とする。
- ・認定調査の判断基準の中で、「できたりできなかったりする場合」の判断は以下のように見直されています。



※これまで、知的障害や精神障害の方が低い障害程度区分となってしまうしくみとなっていました。このしくみが制度改正でどのくらい改善されているか、注視していきたいと思えます。